

税申告の準備を始めましょう

間もなく町・県民税の申告と所得税の確定申告の時期を迎えます。収入、支出の科目ごとの整理や各種控除を証明する書類などの確認を行い、税申告に向けて準備を始めましょう。

■**申告会場**…役場2階201会議室
 ※例年、申告会場は混雑しますので税務署が開設する申告書作成会場などをお早めにご利用ください。

■**申告の日程**…下表の通り
 ■**受付時間**…8:30～15:30
 ※例年予備日の2日間は大変混雑するため、午前中のみ(12:00まで)の受け付けとなりますので、ご注意ください。

■**受け付けできる申告**
 ①確定(所得税)申告、②町・県民税申告
 ※青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署へご案内する場合があります。
 ※土地・建物の売却に伴う収入がある人は、早めに税務署へ申告されることをお勧めします。

■**注意点(重要)**
1対象行政区などの日に都合の付かない場合は、対象行政区以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区の人を優先的に受け付けすることになります。

平成30年(平成31年度)確定・町県民税申告の日程

日程	対象行政区など	日程	対象行政区など	日程	対象行政区など	日程	対象行政区など
2月12日(火)	肉・乳用牛生産者	2月20日(水)	6区	2月28日(木)	12区	3月8日(金)	18区
2月13日(水)		2月21日(木)	7区	3月1日(金)	13区	3月11日(月)	19区
2月14日(木)		2月22日(金)	8区	3月4日(月)	14区	3月12日(火)	20区
2月15日(金)	1区、3区	2月25日(月)	9区	3月5日(火)	15区	3月13日(水)	21区
2月18日(月)	2区	2月26日(火)	10区	3月6日(水)	16区	3月14日(木)	予備日(受け付けは12:00まで)
2月19日(火)	4区、5区	2月27日(水)	11区	3月7日(木)	17区	3月15日(金)	

一関税務署からのお知らせ

■一関税務署では、**確定申告書作成会場**を開設します
 ▶**期間**…2月18日(月)～3月15日(金)(土日を除く)
 ▶**開設時間**…9:00～16:00
 ▶**場所**…岩手日報社一関ビル3階大ホール
 ※期間中は、一関税務署内では申告書を作成できません。上記の会場で申告してください。なお駐車場は台数に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。
 ▶**問い合わせ先**…一関税務署 ☎23-4205
 ※確定申告に関するご質問などは「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。
 ■**確定申告書の作成には、国税庁ホームページをご利用ください**
 画面の案内に従って金額などを入力すれば、控除額や税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書などが作成できます。
 作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、

りますので、あらかじめご了承ください。
2申告書類の整理記帳(収支内訳の作成など)が済んでいる皆さんの待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入のある人は受け付けで収支内訳など(帳簿など)を提示していただき、書類の作成が済んでいる人のみを受け付けします。(作成済書類の提示がない場合は、受け付けできません)
3個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取引に関する帳簿の記帳が義務付けられています。収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)
4医療費控除がある人は個人ごと、病院ごとの合計額と通院費用をあらかじめ計算してきてください。必要事項が記載された「医療費のお知らせ」など医療費通知を添付すると、医療費の明細記入を省略できます。医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択適用する人は、薬局など販売店ごと、医薬品名ごとの合計をあらかじめ計算してきてください。
5収支内訳の作成や申告について不明な場合は、2月からの申告期間前に最寄りの税務署や税務課へ事前にご相談ください。

e-TAXを利用して電子送信により提出することもできます。また税務署で職員との対面による本人確認を行い「ID・パスワード」を取得されている人で、給与所得者(年末調整済み)で医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する人は、スマホでも申告できます。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。
 ▶**ホームページでの申告書作成のメリット**
 ①24時間利用でき、空いている時間に簡単に作成
 ②自動計算機能で計算間違いのない申告書を作成
 ▶**「e-TAX」を利用した電子送信のメリット**
 ①源泉徴収票などの添付書類の提出を省略できる(5年間保存が必要)
 ②書面で提出するよりも早く還付金が受け取れる(3週間程度)

新教育委員会制度の概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年4月1日に施行され、この改正により、地方教育行政における組織体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め、新しい体制を構築していくこととなりました。
 町教育委員会では、法律の経

町議会定例会12月会議において教育長人事に関する同意を得たことから、岩淵実氏が教育長に就任しました。
 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の改正により、教育委員長と教育長を一本化(教育委員長を廃止)した新教育委員会制度の任命になります。任期は平成31年1月1日から3年間です。



岩淵実氏(69歳)

教育長に岩淵実氏が就任しました

【略歴】二松学舎大学文学部卒業。昭和46年に教員となり、大船渡事務所長を経て一関小学校長などを歴任。平成24年4月から町教育長を務めており、引き続きの就任となります。

過措置に基づき、前教育長の任期満了まで旧制度の体制を継続してきましたが、31年1月1日から新教育長の就任に伴い、新制度へと移行することになります。
新制度における主なポイント
①教育長
 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題ややるべき姿を共有しながら教育行政を推進するため、総合教育会議を設けることとされました。主に、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒などの生命・身体保護など緊急の場合の対応などを協議する場です。
■会議を設ける理由
①町長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、町長が公の場で教育行政について議論することが可能になります。
②町長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になります。

総合教育会議とは
 町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題ややるべき姿を共有しながら教育行政を推進するため、総合教育会議を設けることとされました。主に、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒などの生命・身体保護など緊急の場合の対応などを協議する場です。

②教育委員会
 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
③総合教育会議
 全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置(27年7月から開催)
④大綱
 教育に関する「大綱」を町長が策定(31年4月改訂予定)



齋藤清壽氏(65歳)

副町長に齋藤清壽氏

町議会定例会12月会議で選任

町議会定例会12月会議において、副町長に現職の齋藤清壽氏(8区)が同意選任されました。任期は平成31年1月1日から4年間です。
【略歴】
 県立水沢農業高等学校卒業。昭和47年町職員に採用。平成13年5月から観光商工課長、農林商工観光課長兼農業委員会事務局長、教育次長兼世界遺産推進室長、議会議務局長などを歴任。26年に定年退職し、同年4月から平泉商工会事務局長。27年1月から平泉町副町長。

大綱とは
 町長は、総合教育会議で協議・調整された「大綱」を策定します。町長、教育委員会は、策定した大綱に基づき、それぞれの所

管する事務を執行します。
■大綱を策定する理由
 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化となります。